
高石市避難所開設運営マニュアル

(解 説 編)

令和 6 年 3 月

高石市総務部危機管理課

目 次

I . はじめに	・・・1
II . 避難所をめぐる基本的事項	・・・3
1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義	
2. 災害時の支援対象者	
3. 避難所運営にかかる基本的な考え方	
III . 各自主防災組織の避難所	・・・4
IV . 避難所の開設	・・・6
1. 施設の解錠	
2. 施設の安全点検	
3. 避難所の開設準備	
4. レイアウトづくり	
5. 避難者の受け入れ、名簿登録	
6. 居住組の編成	
V . 避難所運営体制の構築	・・・11
1. 避難所運営本部員の編成	
2. 避難所運営本部 各班の役割	
VI . 避難所生活の維持	・・・19
1. 避難所生活におけるルールの制定	
2. 快適な避難所生活のための考慮する事項	
3. 避難所運営の心得	
4. 避難所運営における心得	
VII . 避難所の統廃合・閉鎖	・・・24
<<指定福祉避難所編>>	
VIII . 指定福祉避難所の概要	・・・25
1. 福祉避難所の施設の要件	
2. 受入対象者の範囲	

IX. 指定福祉避難所の開設 ……27

1. 要配慮者の受け入れ

X. 指定福祉避難所の運営体制の整備 ……29

1. 指定福祉避難所の運営体制の整備、活動支援
2. 指定福祉避難所における要配慮者への支援
3. 指定福祉避難所における情報提供

XI. 指定福祉避難所の統廃合・解消 ……31

《感染症対策編》

XII. 避難所の開設 ……32

1. 避難所の開設準備
2. 避難所運営

XIII. 用語の定義 ……37

高石市総務部危機管理課への連絡方法

電 話 : 072-265-1001 内線2561・2562・2527

防災行政無線機 : * 2561 ・ * 2562 ・ * 2527

I．はじめに

地震、台風、大雨等により大規模災害が発生した場合、住家の倒壊や流出、火災、ライフラインの途絶等により、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされることは、過去の災害の例を見れば明らかなです。

災害発生直後の避難所は、生命及び身体の安全を確保するための場所としての役割を要するが、時間の経過とともに、避難住民が寝食をともにする「生活の場」としての役割に移行します。

避難所は、教育の場である学校や自己啓発等の場である公民館を活用することが多いですが、これらは災害時使用を一義的な目的としたものではないことから、施設の構造や設備の面において避難所としての機能を十分に発揮しうるものとは言えず、高齢者や障がい者等の要配慮者を含む避難住民に対して、運営面できめ細かい配慮を行うことが重要です。

大規模災害時に地域住民が自ら避難所を開設、運営することができるよう基本事項を記した「高石市指定避難所開設運営マニュアル(解説編)」を高石市危機管理課にて作成し、平成27年に自主防災組織による避難所運営委員会を立ち上げ、避難所ごとの実情に応じた「高石市指定避難所開設運営マニュアル(運用編)」を平成30年に作成した。

その後令和5年4月の改正以降、大阪府の「避難所開設運営マニュアル作成指針(令和5年5月改訂)」等を踏まえて本マニュアル(解説編)の改正を行いました。

Ⅱ．避難所をめぐる基本的事項

1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

災害対策基本法では、市町村があらかじめその目的に応じて指定する「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があります。

◆指定緊急避難場所（法第49条の4）

災害の危険が切迫した場合に住民等が緊急的に避難する場所又は施設

◆指定避難所（法第49条の7）

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保できる施設（学校、公民館、集会所、体育館、福祉施設等）

◆指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

◆指定一般避難所（令第20条の6第1号から第4号の基準にのみ満たす施設）

指定避難所の対象者を対象とした施設

◆指定福祉避難所（令第20条の6第1号から第5号の基準を満たす施設）

指定避難所の対象者のうち、要配慮者を対象とした施設

◆要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。「その他の特に配慮を要する者」（法第8条第2項第15号）として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等が想定されています。なお、本マニュアルにおいては、アレルギー等の疾患を有する者、外国人、性的マイノリティ（LGBT含む）等が広義の要配慮者とします。

※本マニュアルでは、主として指定一般避難所の運営について述べることとし、以下「避難所」と表記するものとする。但し、指定福祉避難所編においては「指定一般避難所」と表記します。

2. 災害時の支援対象者

（1）災害救助法に基づく避難所の受入対象者

- ・災害によって現に被害を受けた者
- ・災害によって被害を受けるおそれがある者

（2）要配慮者

（3）避難所以外における避難者

（4）広域避難者（市域外又は府域外）

（5）自主避難者

3. 避難所運営にかかる基本的な考え方

- (1) 避難所運営の「質の向上」に前向きに取り組む事は、避難者の健康を守りその後の生活再建への活力を支える基礎となります。
- (2) 避難所の開設において立地状況(対象災害別の施設利用の可否)を踏まえた開設が必要です。
- (3) 要配慮者、アレルギーを有する避難者への対応を考慮した食料の確保、提供を行うことが重要です。
- (4) 避難所において、女性と男性の双方のニーズに対応する必要があることから、避難所の運営組織には女性と、男性の両方を配置し、特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮することが重要です。
- (5) ペット同伴避難は各避難所ごとにルールを定め周知することが必要です。

Ⅲ. 各自主防災組織の避難所

校区	自主防災組織名	指定避難所	備考
高陽校区	第一区自治会自主防災会	高陽小学校	
	高石市二区自治会自主防災会		
	高石綾園住宅自治会自主防災部	高南中学校	
	高南自治会自主防災会		
	綾園 7 丁目自治会自主防災会		
	高石サントウン自治会自主防災会		
高石校区	高石市三区自治会自主防災会	高石小学校	
	第 4 区自治会自主防災会		
	高石市第五区自治会自主防災会		
	第 6 区自治会自主防災会		
	高石市第七区自治会自主防災会		
	第八区自治会自主防災会	高石小・アプラホール	
羽衣校区	高石第 11 区自治会自主防災会	羽衣小学校	
	高石市第 12 区自治会自主防災会		
	高石市第 13 区自治会自主防災会	パンセ羽衣	
清高校区	綾井自治会自主防災会	清高小・加茂小	
	大園自治会自主防災会	清高小学校	
	平坂荘園自治会自主防災会	ふれあいゾーン 複合センター	
	朝日荘園自治会自主防災会	清高小学校	
	大一自治会自主防災会		
	昭和園自治会自主防災組織		
	高石スカイツ自治会自主防災会	ふれあいゾーン 複合センター	
	西取石 7 丁目自治会自主防災会	清高小学校	
	コーポ綾園ふれあい自治会自主防災会	ふれあいゾーン 複合センター	
加茂校区	綾井住宅自治会自主防災会	加茂小学校	
	三井化学自治会自主防災会		
	綾井南海自治会自主防災会		
	西取石三丁目自主防災会	加茂小・取石中	
	自由ヶ丘自治会自主防災会	高石中学校	

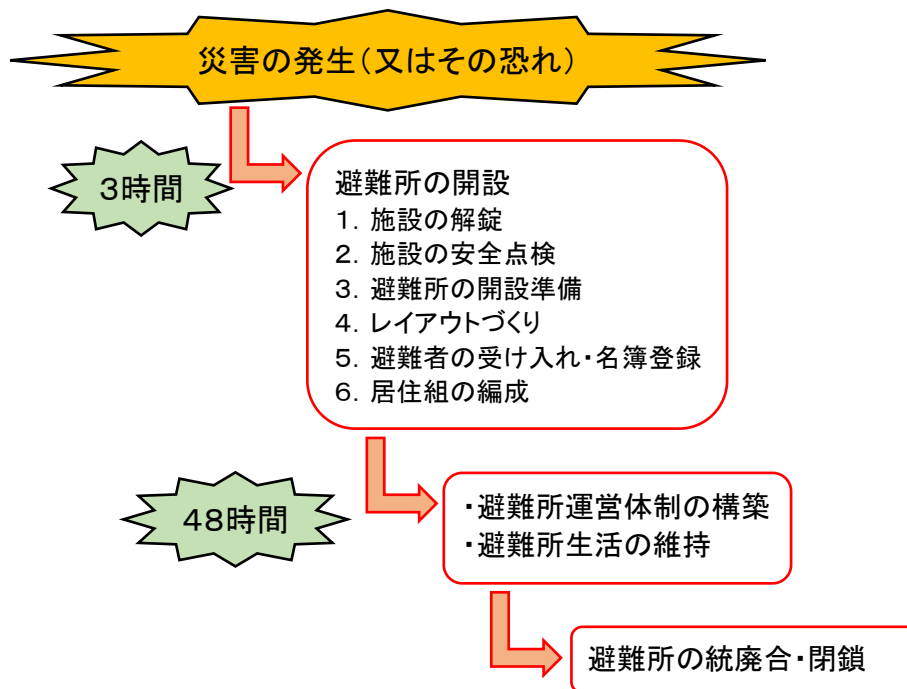
加茂校区	伽羅橋荘苑自治会自主防災会	加茂小学校	
	高石 D 地区自治会自主防災会	中央公民館	
東羽衣 校区	旭ヶ丘自治会自主防災会	高石中学校	
	高石市第 9 区自治会自主防災会	東羽衣小学校	
	第十区自治会自主防災会		
	第 13 区東羽衣自治会自主防災会		
	羽衣荘園地区自主防災会	高石中学校	
	東羽衣荘苑自主防災会	東羽衣小学校	
取石校区	土生自治会自主防災会	取石中学校	
	新家自治会自主防災会		
	富木自主防災会		
	富木府住自治会自主防災会	とろしプラザ	
	富之里自主防災会	取石小学校	
	富木南住宅自治会自主防災会	とろしプラザ	
	新家住宅自治会自主防災会	取石中学校	
	取石住宅自治会自主防災会	とろしプラザ	
	取石中央自治会自主防災会		
	取石第一住宅自治会自主防災会		
	取石 3 区自治会自主防災会	取石小学校	
	南取石自主防災委員会		
	JR 富木社宅自治会自主防災会		
	大歳自治会		

IV. 避難所の開設

避難所は、災害が発生または発生のおそれがあり、以下の状況において災害対策本部が決定した時、または市長が必要と認めた時に開設されます。

- 市域において震度5弱以上を観測したとき
- 市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき
- 風水害が発生、又は発生する恐れがあるとき
- 津波警報、大津波警報が発表されたとき

◆避難所開設から閉鎖までのフロー



高石市総合防災マップ

◆高石市で被害が想定される洪水、内水、高潮、津波の浸水深等や避難場所を示したハザードマップの情報に加え、災害時に取るべき行動や情報の入手先、また平時からできる災害への備えなどの情報を幅広く掲載しています。

◆自宅や職場などにどのような災害の危険性があるのかを確認し、避難の仕方、必要性について考えてみましょう。



1. 施設の解錠

施設の解錠は、原則として、市職員である「避難所担当職員」または、施設の営業時間中は「施設管理者」が行います。

避難所の鍵の解錠における考慮する事項

◆鍵の保有者が不在あるいは連絡がつかない等、やむを得ない場合は、鍵を壊して避難所に入ることとなりますが、事後、その旨を市の危機管理課に連絡して下さい。

2. 施設の安全点検

避難者を受け入れる前に、施設の安全点検(目視点検)が必要となります。施設の点検は、市の職員で行う計画ですが、状況によっては、住民の方々で実施して頂く場合があります。

※施設の被害が甚大で使用できないと判断した場合は、防災行政無線等を使用し、市の災害対策本部(危機管理課)に連絡し指示を受けます。

3. 避難所の開設準備

施設の安全点検の結果使用可能な場合、避難所担当職員や施設管理者は、地域住民の協力を得て、開設準備を行います。その際、避難住民が自主的に避難するのは、施設敷地内(例:校庭)にとどめ、建物外で待機してもらいます。

※避難所担当職員や施設管理者がいない場合は、自主防災組織代表者等が開設準備を行います。

受け入れ前の避難者への説明(編成方法等について)

- ◆自治会の班単位等をもとに約40人程度ごとに班を分けて、リーダー(正副)を決めます。
- ◆高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人については、事前に要望等を確認します。

4. レイアウトづくり

平時の避難所運営委員が主導して避難者の協力を得ながら、速やかに内部配置(レイアウト)や共用場所の表示を実施します。

※各避難所のレイアウト:避難所開設運営マニュアル(運用編) 資料1・2参照

①通路を表示します。(動線を確保)

テープ等で1mほどの歩行者通路を表示します。

②居住スペースを決めます。

体育館等の場合は、居住組は、40名程度を目安に編成します。

※目安:1人/1畳分(1.65㎡)

※居住スペースには、帰宅困難者等のスペースも必要となります。

③当面必要となる共用スペースは、張り紙等で表示します。

男女の更衣室、授乳室、要配慮者スペース、避難所運営本部など

・可能なら確保したいスペース

子供部屋、洗濯場所、洗濯干し場、ペット飼育室、喫煙場所、相談室など

④危険箇所や立ち入りを禁止する区域等の表示を実施します。

平時から検討しておくべき事項

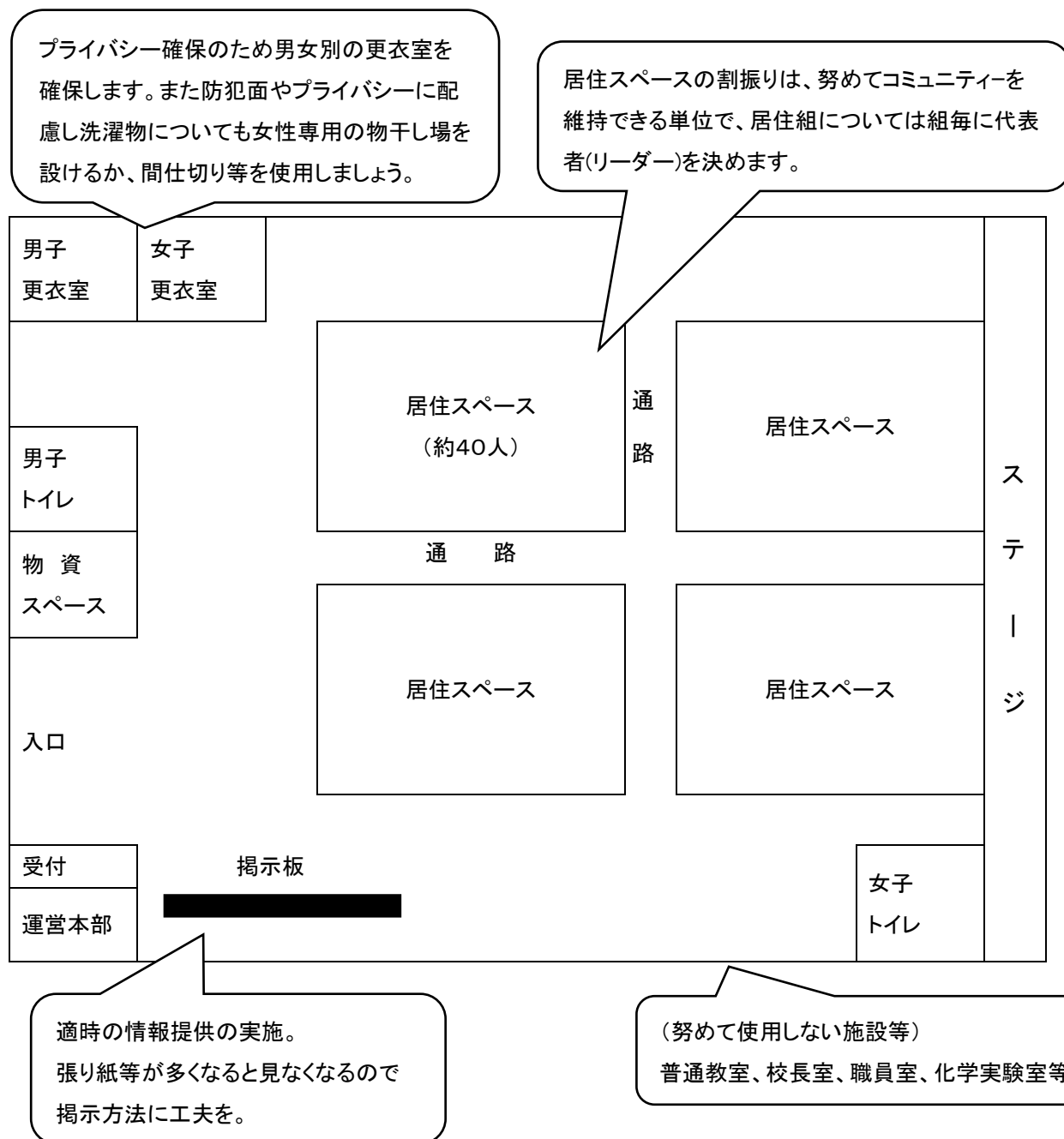
◆小学校等の避難所については、平時から施設の管理者である学校長と調整して使用可能な場所、使用を制限すべき場所等を明確にして、学校の再開を考慮した施設の利用を図ります。

※学校の体育館等におけるレイアウトの一例については、次のページに示します。

◆主な避難所となる体育館等が2階の場合は、障がい者や高齢者の居住スペースを1階に確保することが望ましいです。また、段差の有無を確認して、車いす等の出入りが可能か確認が必要です。

◆平時は、役員の交代時等に、新役員によるレイアウト等について意見交換し、できれば防災訓練時に実際にやってみて、確認・修正を行います。

【学校の体育館等におけるレイアウト(一例)】



グラウンドの使用の検討

◆学校のグラウンドの使用については、仮設トイレの設置箇所、暖をとる場所、炊き出しをする場所、駐車スペースの確保等について検討します。

5. 避難者の受け入れ、名簿登録

施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導します。

その際、受付で避難者名簿に氏名、住所等を記入してもらいます。

多人数が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ませんが、できるだけ早い段階で基礎的な内容だけ記入してもらいます。

また、食糧・物資等だけを避難所で受領する在宅、車中泊等の避難者や帰宅困難者等についても、名簿を作成します。

※避難者名簿：避難所開設運営マニュアル(運用編) 資料6参照

居住スペースの振り分け

避難者の居住スペースの振り分けについては、原則居住地域(自治会)単位で行います。また、避難者の不安解消のためにも、乳幼児、高齢者等を有する家族に関しては、可能な限り同じ環境の家族同士が一緒になるような振り分けが有効です。

部屋の割り当てにあたっては、避難者の特性に応じ高齢者等は、トイレの近くや通路側に配置する等の配慮が必要となります。

特に、就寝時の乳幼児の夜泣きや障がいのある人は、暗い中での行動に制約を受けるので配慮が必要となります。

6. 居住組の編成

避難所を円滑に運営するために、居住スペースごとに「居住組」を編成します。

40名程度を基準に編成し、リーダーを決め、食糧・物資の配給の単位として、清掃等もまとまって実施します。

項目	内容
代表者の選出	☐ 代表者は、組員の人数確認などを行うと同時に組員の意見をまとめて運営会議へ提出する役割を担う。代表者については、適宜、交代をする。
当番制の仕事	☐ 公共部分の清掃、炊き出しの実施、生活用水の確保などの作業を当番制で行う。 ☐ 女性に偏りがちな作業を全員で共同する等の配慮が必要です。

V. 避難所運営体制の構築

避難所の状態が落ち着いてきた段階（発災後24時間～48時間程度）になると、避難所には長期の避難生活を必要とする人たちが残りますので、この段階で避難者により平時の避難所運営委員会を参考にして、避難所運営本部の要員を決めます。

1. 避難所運営本部員の編成

避難所運営本部は、避難所生活での問題点への対応や市の災害対策本部との連絡調整を実施する等、避難所での自主的で円滑な運営を進めるために主体となって活動します。

平時から、防災訓練の主導や避難所生活の話し合い等のために避難所運営委員会を組織しておきます。

平時の避難所運営委員会の編成方法（一例）

①毎年自主防災組織ごとに持ち回りで、避難所運営委員会の名簿を作成します。担当となった自主防災組織から代表及び各班長を選出します。また、次年度担当となる自主防災組織から副班長を選出しておく、引き継ぎが容易になります。

※避難所運営委員会名簿：避難所開設運営マニュアル（運用編）資料3参照

②避難所運営委員会は、防災訓練等で避難所開設運営訓練を実施した場合、訓練の成果に基づき本マニュアルの修正等について検討します。また修正する場合は、市の危機管理課まで報告して下さい。

③避難所運営委員会で必要な事項について規約を定めておく、と便利です。

会議等の実施

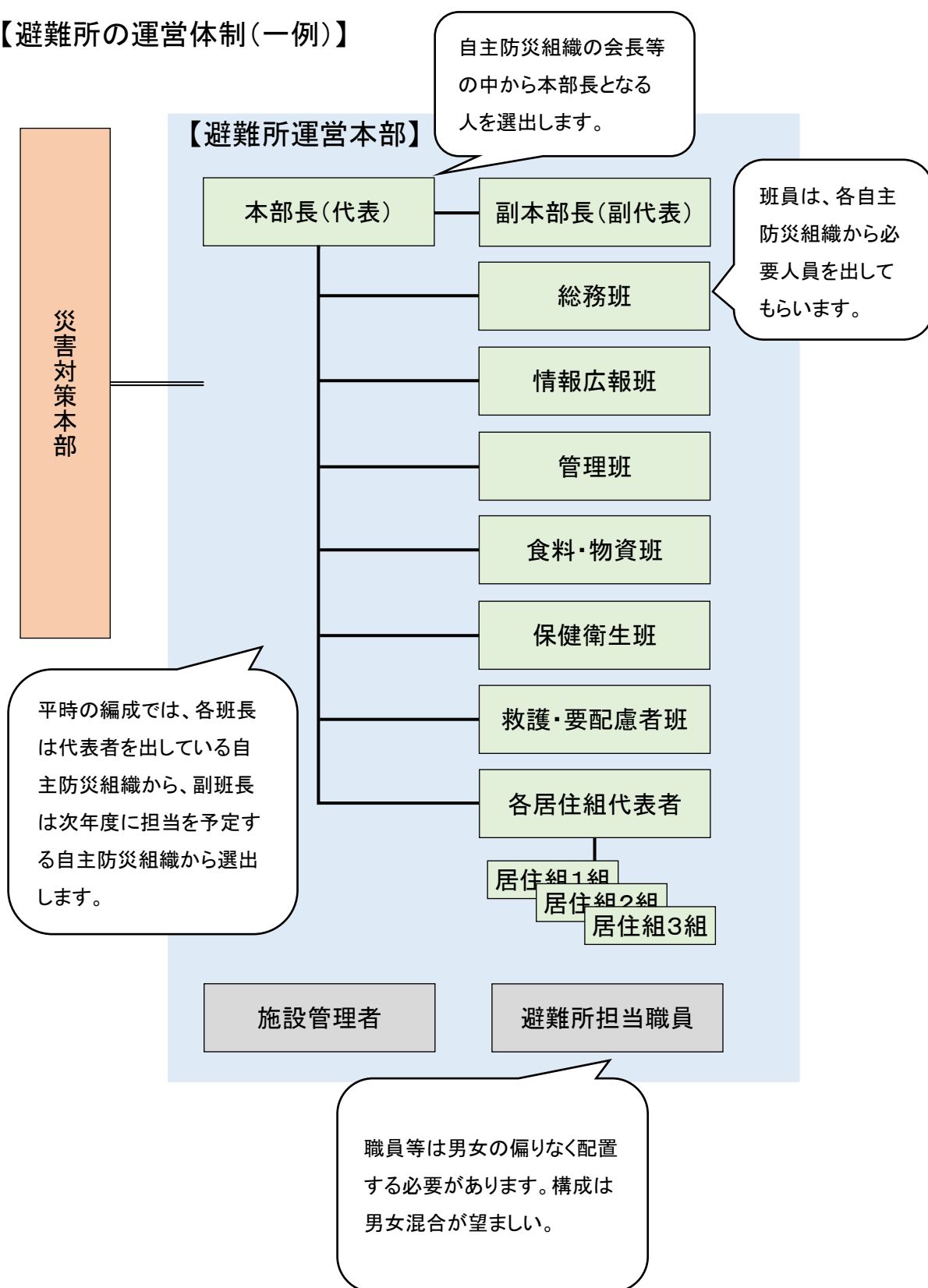
○災害時には、運営本部員により、定期的に会議や打ち合わせを実施します。

○当初の間は、朝・晩の2回/日程度、円滑な運営が可能となったら夜1回/日程度実施して、避難所運営上の問題点や災害対策本部等への要望等について話し合い、各班で情報を共有するようにします。

運営本部員の編成にあたっての考慮する事項

- ◆被災者の男女のニーズの違いに対応するため運営本部には、可能な限り男女とも配置（性別の偏りがないように配慮）し女性の視点を取り入れた運営を行います。
- ◆長期間の避難所運営が必要になった場合、代表者や各班長等は、精神的負担も大きく、かつ自身の身の回りの整理をする必要もありますので、1～2週間程度で持ち回りすることも検討します。

【避難所の運営体制(一例)】



2. 避難所運営本部 各班の役割

本部長・副本部長 (代表者・副代表) の役割

- ・ 平時からの「避難所運営委員会」の組織化
- ・ 避難所運営委員の統括、指揮
- ・ 市の災害対策本部・施設管理者との調整
- ・ 要配慮者を考慮した避難所の運営
- ・ 副本部長(副代表)による会議の統制及び司会進行

● 平時からの「避難所運営委員会」の組織化

・ 避難所の運営は、災害が起こったからといって直ぐにできるものではなく、平時から関係者の話し合いや訓練等を通じノウハウ等の蓄積があればこそ災害時有効に機能するものです。
従って、平時から運営委員会の代表者及び副代表者を決め、計画的な訓練等の実施により実力をつけていくしかありません。そして発災時には、これらの人達を中心となって避難所運営本部を運営します。

● 避難所運営本部員(運営委員)の統括、指揮

- ・ 災害発生時、避難所運営が円滑に運営できるよう全般を統括し、運営本部員(運営委員)の各班長に必要な指示等を実施します。
- ・ 避難所の状況を把握し、運営本部員による会議等を実施して必要な事項を決定します。

● 市の災害対策本部・施設管理者との調整

- ・ 避難者等の要望等に関し、市の災害対策本部と調整します。
- ・ 避難所施設の使用・改修等に関して施設管理者と調整します。

● 要配慮者を考慮した避難所の運営

- ・ 避難所のルールは、被災者との話し合いで決めるのが基本です。
- ・ 要配慮者は、迷惑をかけまいとして我慢したり、言いたいことも言えない生活を強いられますので、常に心掛けておくことが必要になります。

● 副本部長(副代表)による会議の統制及び司会進行

- ・ 運営本部の会議の統制や司会進行を担当します。

総務班の役割

- ・ 会議・打ち合わせの開催準備、資料等の作成
- ・ 市の災害対策本部・防災関係機関との連絡調整
- ・ 避難者の意見・要望の受付・取りまとめ
- ・ 支援ニーズ把握とボランティアセンターとの調整
- ・ 避難所の運営ルールを決める

●会議・打ち合わせの開催準備・資料等の作成

- ・運営本部員による会議等を準備し、現状の問題点や市の災害対策本部等への要望事項等について話し合います。
- ・当初の間は、朝夕の2回程度、避難所の運営が円滑に進み出したら夕方等に1回程度、会議の開催を準備します。

●市の災害対策本部・防災関係機関との連絡調整

- ・避難所運営の状況について、市の災害対策本部へ定期的な報告を実施します。
- ・会議等での決定事項について、災害対策本部と調整します。

●避難者の意見・要望の受付・取りまとめ

- ・避難者の意見や要望を受け付ける相談窓口等を設置します。
- 意見等は、まとめて本部長(代表)に報告するとともに災害対策本部と調整します。
- ・市と調整し相談窓口(女性の配置が適切)を設置して、時間の経過とともに変化する避難者ニーズに対応できるよう災害対策本部と調整します。

●支援ニーズの把握とボランティアセンターとの調整

- ・支援等のニーズを取りまとめて、ボランティアセンターと調整します。

●避難所の運営ルールを決める

- ・避難所で円滑、快適に生活してもらうためのルールを決めて徹底を図ります。
- ※避難所生活ルール:避難所開設運営マニュアル(運用編) 資料5参照

情報広報班 の役割

- ・ 情報の収集と提供（掲示板への掲示、避難所通信等の発刊）
- ・ 安否確認等の対応
- ・ 報道機関等との取材等調整
- ・ 外部への避難者情報の提供

●情報の収集と提供（掲示板への掲示、避難所通信等の発刊）

- ・ 大阪府や市が発表する被災者向け情報等を収集して、情報掲示板等で避難者へ提供します。避難生活が落ち着いてきたら「避難所新聞」等、情報提供方法についても工夫して実施します。
 - ・ 情報提供に当たっては、近隣の臨時避難所や在宅避難者等にも提供します。
 - ・ テレビ、ラジオ、パソコン、通信設備、特設公衆電話等を設置し、情報収集に利用してもらうことが必要です。
- ※情報が平等に伝わらないことは、トラブルの原因となります。そのため、情報は、常に「見える化」を図ります。

●安否確認等の対応

- ・ 避難状況（住宅の被災者、親戚・知人宅等への避難した被災者の状況）を把握することが重要です。
- ・ 安否情報について、市の災害対策本部と連携するとともに避難所への直接の問い合わせ等に対応します。

●報道関係機関等との取材等調整

- ・ 報道機関等が実施する避難所の取材等に対応します。

●外部への避難者情報の提供

- ・ 避難者から提供された安否確認情報及び外部からの問い合わせのあった情報を整理して掲示板等で提供します。

管理班の役割

- ・ 避難者名簿の作成及び入退去の把握等、避難者の管理
- ・ 避難所施設等の警備及び利用管理
- ・ 郵便物の受領・配布等の実施
- ・ 施設の維持・修理等の実施

● 避難者名簿の作成及び入退去の把握等、避難者の管理

- ・ 避難生活当初に避難者名簿の作成を実施、事後入退去者を把握して、逐次修正します。避難者の状況は、定期的に災害対策本部へ報告します。

● 避難所施設等の警備及び利用管理

- ・ 避難所開設時、施設の安全点検を実施し、損傷が激しい場合は使用を中止する等の判断を実施します。
- ・ 開設時、避難所全体を点検し、危険な箇所や立ち入り禁止場所等の表示を実施します。
- ・ 余震等に対応する避難者の避難方法についても検討しておきます。
- ・ 開設時の防火、防犯、特に女性専用スペース、トイレ等の設置場所や巡回方法を検討しておきましょう。

● 郵便物の受領、配布等の実施

- ・ 避難所生活が長期化した場合、郵便等の取り扱いが必要になった場合に実施します。

● 施設の維持・修理等の実施

- ・ 簡易トイレや給水所の開設施設等の統制・支援を実施します。
- ・ 避難所施設の修理等を必要とする場合は、市の災害対策本部と調整して実施します。

保健衛生班 の役割

- ・ 生活環境の整備
- ・ 食中毒等の予防処置や感染症予防の実施
- ・ 清掃の統制
- ・ ペットの管理に関すること

●生活環境の整備

○ 居住場所の清掃等

- ・ 居室内は、土足厳禁とし靴はビニール袋等に入れ各人で保管します。
- ・ 居住場所の清掃は、努めて毎日実施します。この際、マスク等を着用します。
- ・ 居住場所は、各人が整理整頓を心掛けるように指導します。

○ ゴミ等の処理

- ・ 一般ゴミの集積場所を設定するとともに収集方法等について市と調整します。
- ・ トイレ等の衛生状況の管理及びくみ取り等について市と調整します。

○ 毛布等の天日干し

- ・ 毛布等は天気のいい日には外に干すように指導します。

●食中毒等の予防処置や感染症予防の実施

○ 食中毒の予防

- ・ 食中毒等の予防のため手洗いの励行を徹底します。
- ・ 食品の傷みやすい夏の時期は、賞味期限に関わらず注意して提供します。

○ 食事の管理

- ・ 食器等の洗いが水がない状況では、使い捨ての紙食器や食器にビニール等でカバーして使う等の工夫をします。
- ・ 残飯等は、ふたのできるポリバケツ等で処理します。

○ 感染症予防

- ・ 風邪やインフルエンザなどの感染症がまん延しやすくなるため、予防策を講じます。

●清掃の統制

- ・ 清掃時間を決め、居住組単位での清掃を指導します。
- ・ 共用場所の清掃については居住組に割り当て1週間等の単位で実施します。

●ペットの管理に関すること

- ・ ペットの飼育所の設置及び統制方法について検討します。

救護・要配慮者班 の役割

- ・ 要配慮者対応に関すること
- ・ 避難者の健康管理
- ・ 体調不良者等への対応

●要配慮者対応に関すること

- ・避難所開設時、要配慮者スペースの確保、できれば個室を要配慮者室として設定します。
- ・要配慮者の生活支援を実施します。
- ・体調不良等で避難所での生活が困難と判断される要配慮者の福祉避難所への移送調整等を実施します。

●避難者の健康管理

- ・避難者の健康状況の把握、健康維持に関して市の災害対策本部と調整します。
- ・体を動かすための体操等を計画実施します。

●体調不良者等への対応

- ・体調不良者が発生した場合の処置について、災害対策本部や消防署等の関係機関との調整を実施します。
- ・近くの医療機関の被害状況や診療の状況について、把握しておきます。

要配慮者に優しい避難所にするための考慮すべき事項

- ① トイレの工夫、洋式トイレは、高齢者や障害のある人を優先しましょう。
- ② 座った姿勢で過ごせるような工夫しましょう。
- ③ プライバシーの確保と声かけなどの見守りを行いましょう。
- ④ 子どもの居場所づくりを心がけましょう。
- ⑤ 外国人への情報伝達を工夫しましょう。

VI. 避難所生活の維持

長期の避難生活における基本は、「公平」と「自立」です。

そのため、避難者の「公平な取り扱い」と「自立」、即ち自ら実施する、行動するということが極めて重要となります。

1. 避難所生活におけるルールの制定

避難生活は、日常の生活と異なり集団でプライバシーが限定された状況での生活を強いられます。ルールがないとあらゆることで混乱を招き、避難している人達に過度の負担を与えてしまいます。そのため、ルールを定めて避難者全員がストレスの少ない避難所生活が送れるようにします。

ルール化しておきたい内容・・・指定避難所開設運営マニュアル(運用編)資料5参照

○避難所全般に関する事項

○避難生活の時間に関する事項

○食料・物資の配給に関する事項

○火気の使用・トイレの使用・飲酒・喫煙等に関する事項 等

2. 快適な避難所生活のための考慮する事項

考慮する事項

(1) プライバシーの確保

避難生活の長期化に伴い、避難所においてプライバシーの確保ができないことが、避難者への大きなストレスとなるため、できる限りプライバシーの確保には配慮する必要があります。

(2) 健康の確保

災害発生直後に速やかに、避難所に救護所を設置するほか、場合によっては、巡回救護班の派遣に努めます。

(3) 災害関連死等につながるリスクの軽減

災害関連死は過酷な避難生活で特にストレスを受けることによる免疫力の低下や ADL の低下を惹起しやすい高齢者や障がい者など要配慮者に多いです。このため、避難所においては、特に要配慮者に対するフォローが必要です。

(4) 衛生環境の提供

避難所の適切な衛生管理がなされないと、感染症や食中毒が発生しやすくなり、避難

者の健康や命に危険を及ぼすことになりかねません。特に以下の点に注意する必要があります。

- ・衛生的なトイレ環境、衛生的なゴミ処理体制の確保
- ・感染症予防などの衛生面の管理、食品衛生対策
- ・衣類等身の回りの衛生、避難所における適切な換気の実施等の環境衛生

※避難所における環境衛生対策ガイドについて(令和6年1月 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課)を参照

(5) 広報・相談対応

避難者が必要とする情報は、時間の経過とともに変化します。そのため、必要とする情報を必要とする時期に提供することが重要です。

当初は、自宅周辺の被害状況や知人・隣人の安否情報→次いで、食料や物資の配給状況やライフラインの復旧等の生活関連情報→仮設住宅や借り上げ住宅への入居等の住宅関連情報→罹災証明書の発行や見舞金の交付方法等などに変化していきます。

地域の情報提供の拠点として広報活動、公聴・相談活動を行うことが必要です。

(6) 女性の視点を取り入れた避難所の運営

男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営を行うため、女性の参画を推進することが必要です。

(7) 体育館等へのコンセントの増設

一般的に体育館等は、生活する空間ではないためコンセントの数は限られます。

しかしながら、避難生活が始まると、テレビ、携帯電話の充電や季節によっては、電気ストーブや扇風機等の利用が増えるため、運営本部員は、実情を把握して、市の災害対策本部と早めの調整により、コンセントの増設等を要望します。

(8) 仮設トイレの設置

仮設トイレは、衛生面から居住スペースから離れた場所に設置することが多くなりますが、夜間は遠くにあると使いづらくなります。(特に要配慮者)

そのため、ポータブルトイレの活用等を検討する必要があります。

※家庭においては、排便袋を備蓄しておくと便利です。断水となっても、便器に取り付けて軽易に利用できます。

仮設トイレの設置にあたっては女性用トイレは男性用トイレよりも混みやすいことから多く配置する必要があります。

(9) ペットへの対応

ペットは、居住スペースへの持ち込みを禁止し、専用のスペースを確保して飼育する必要があります。ペットスペースについては、鳴き声や臭いに配慮するほか、動物アレルギーを持つ避難者等への配慮から清掃しやすい場所に設置しましょう。

又、飼い主が不在となった場合の対応等も決めておく必要があります。

(10) 熱中症等への配慮

季節や期間に応じて、暑さ(熱中症)・寒さ対策へ配慮する必要があり、冷・暖房設備使用により温度管理された部屋では適度な換気に心がけましょう。

3. 避難所運営の心得

過去の災害の教訓から「避難所運営における配慮が必要な9つのポイント」が示されていますので参考までに記載します。

過去の教訓に基づく避難所生活で考慮すべき9つのポイント

情報の見える化

トイレの利用と水分補給

座位の確保

プライバシーと見守り

ペットと衛生管理

子どもの居場所づくり

外国人への対応

在宅被災者への対応

帰宅困難者への対応

①情報の見える化

情報が平等に伝わらないことが避難所ではトラブルの原因になります。

◆被災者は、情報を求め避難所に集まってきます。そのため被災者が必要とする情報を皆がわかるところに掲示します。

②トイレの利用と水分補給

トイレが利用しづらいと、トイレにできるだけ行かなくてすむように水分補給を控えてしまい体調を壊す原因となります。

◆洋式トイレは、高齢者や障害のある人優先に
◆トイレの利用を我慢するような状況になっていないかを常に確認を

③座位の確保

避難生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱くなってしまいます。椅子や背もたれを配置するなど工夫して休憩できるようにします。

◆座った体制で過ごせるような工夫をしましょう。

④プライバシーと見守り

避難生活の中では、プライバシーを確保することが重要です。つい立を立てるなどの配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配も出てきます。見守りの目がなくなり、ちょっとした様子の変化にお互い気づきにくなってしまいます。

- ◆声かけなどの見守りの工夫をしましょう。
- ◆体操の時間など、共有体験の時間を作りましょう。

⑤ペットと衛生管理

ペットは飼い主である避難者にとっては家族の一員であり、心のよりどころとなっている場合があります。しかしながら、衛生管理や他の避難者への影響など配慮が必要となります。

- ◆状況によっては、運営本部でルールを作り、専用スペースを設置するなどの対応を考える必要があります。

⑥子どもの居場所づくり

被災体験、避難所生活等は、子どもにとって、体も心も大きなダメージを受けます。子どもたちが「思い切り大きな声を出せる。」「体を動かせる。」などの居場所をつくる必要があります。

- ◆子どもたちの居場所づくりを考えましょう。

⑦外国人への対応

外国人は、言葉の壁によって、状況把握など難しく不安な状況に陥ることが予想されます。情報伝達等の工夫が大切です。

- ◆通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達に工夫しましょう。

⑧在宅被災者への対応

避難所は、在宅被災者支援も含めた支援拠点です。情報提供、炊き出しや救援物資の配給など在宅被災者への対応も、しっかり行うことが求められます。

- ◆避難所は、被災者の命を繋ぐ拠り所、拠点となるものです。

⑨帰宅困難者への対応

避難所には、通勤者や観光客等、帰宅困難者が一時的に滞在することもあります。

- ◆徒歩等で帰宅する通勤者や観光客等、帰宅困難者へも情報提供などの配慮をすることが必要です。

4. 避難所運営における管理

避難所において、集団生活する上で、次の管理事項を徹底する必要があります。

衛生管理

- ・手洗い所(洗面所)、調理場は分けて使用します。
- ・配食などで食べ物に触る時は、必ず手洗いや消毒を徹底しましょう。
- ・努めてマスクを使用するようにします。
- ・残飯やゴミは、分別して所定の場所に廃棄します。
- ・汁物や残飯を捨てるバケツにはふたをしておきます。
- ・残り物は、捨てるように徹底します。(そのため、配食時は、食べれる分だけもらうようにします。)
- ・手洗い、うがいを徹底しましょう。(トイレ等には張り紙を)
- ・手洗い消毒液等は、子供の手の届かない場所に設置します。

食事管理

- ・努めて体に優しい食事を提供しましょう。(塩分控えめ、野菜等を多く)
- ・地域の協力で炊き出しができるようにします。
- ・食事は時間を決めて、一緒にするようにします。
- ・避難者の食物アレルギーに適切に対応しましょう。

健康管理

- ・1日に5分でもいいので体を動かし、できれば一緒に体操等を計画しましょう。
- ・個人の健康管理についてもルールを定め、注意を促しましょう。(口腔衛生、喫煙、飲酒等)
- ・アルコール依存に陥るのを防ぐため、避難所は、原則飲酒禁止とします。
- ・冬場などのインフルエンザ等の流行に注意しましょう。

避難所生活長期化に伴う注意点

- ◆避難所での生活が長期化した場合は、市の災害対策本部と調整して衝立や寝台等について検討します。
- ◆自分勝手に自炊等しないように炊事場の設置ルールなど長期化に伴うニーズに応ずる場所の配分指定が必要となります。
- ◆避難生活が長くなるとストレスなどから、些細なことがトラブルの原因になります。避難者の変化に注意が必要です。

VII. 避難所の統廃合・閉鎖

避難所については、「ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保」ができる段階で撤収する方針であること及びその撤収の時期（阪神・淡路大震災級の災害であれば2～3ヶ月程度）をできるだけ早く避難者に示すことで、自立の目標を避難者に持ってもらうことが大切です。

避難所内の過密状況が解消された後は、各避難所内の避難スペースの集約や地域ごとの避難所の統廃合を進めます。その際以下のことに留意しましょう。

○可能な限り早い段階で、避難者の理解を得て、施設内、避難所間の統廃合を行う方が望ましいです。（学校においては教育活動再開のために教室等の復旧を優先することが必要です。）

○最終的に集約する施設は、学校以外の施設とすることが望ましいです。（総合体育館、公民館、コミュニティセンター等）

○統廃合にあたっては、避難所で形成されたコミュニティの維持にも配慮する必要があります。

○避難者に移動を要請する場合は、ボランティアの協力を得て荷物の運搬等の支援を行うことが必要です。

○避難所の閉鎖時は、余震等による二次被害について注意喚起する必要があります。

避難者の自立支援

◆避難者は、それぞれ個別の事情、悩みを抱えていることから、ひとりずつ親身になって相談に対応し、また、心のケア対策・リフレッシュ対策等も行いながら、自立を支援していく必要があります。

Ⅷ. 指定福祉避難所の概要

指定福祉避難所とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者などの一般の避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされている避難所です。

1. 指定福祉避難所の指定基準

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下で定める基準に適合するものとされています。【災害対策基本法施行令第20条の6】

◆高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【災害対策基本法施行規則1条の9第1号】

◆災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【災害対策基本法施行規則1条の9第2号】

◆災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【災害対策基本法施行規則1条の9第3号】

2. 受入対象者の範囲

法律で定める「要配慮者」のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、以下のとおりです。

- ①高齢者
- ②障がい者
- ③妊産婦及び乳幼児
- ④医療的ケアを必要とする者・病弱者
- ⑤上記の者に同行する家族

※特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則、指定福祉避難所の受入対象者とはしません。

3. 指定福祉避難所ごとの受入対象者の事前の調整

障がい者等については、例えば知的障がい者や精神障がい者（発達障がい者を含む。）の中には、障害特性により急激な環境の変化に対応することが難しい場合があるなど、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うことが要因となり、一般避難所へ避難する行動を起こすことが難しい場合や避難行動にためらいが生じる場合があると指摘があります。こうしたことから、平時から利用し、その環境に慣れている施設へ直接に避難したいとの声があり、また、避難生活の段階を考慮すると、当初から適切な避難先に避難することが有効であるとされています。

このため、地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前の受入対象者の調整を行い、避難が必要となった際には福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当とされています。

一般避難所内への要配慮者スペースの設置

◆要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内に要配慮者のためのスペース（要配慮者スペース）を設置するよう努めましょう。

※一般避難所内の要配慮者スペースとは、一般の避難所では避難生活に困難が生じるよう配慮者のためのスペース。生活相談員等を配置しないなど、指定福祉避難所の基準等は満たしていない（指定福祉避難所や協定等による福祉避難所ではない）が要配慮者のために何らかの配慮がされているスペースです。

◆要配慮者スペースの運用等に当たっては、指定福祉避難所を参考にしましょう。

◆要配慮者スペースの確保の目標については、少なくとも、小学校区に1箇所程度の割合で確保することを目標とすることが望ましいです。

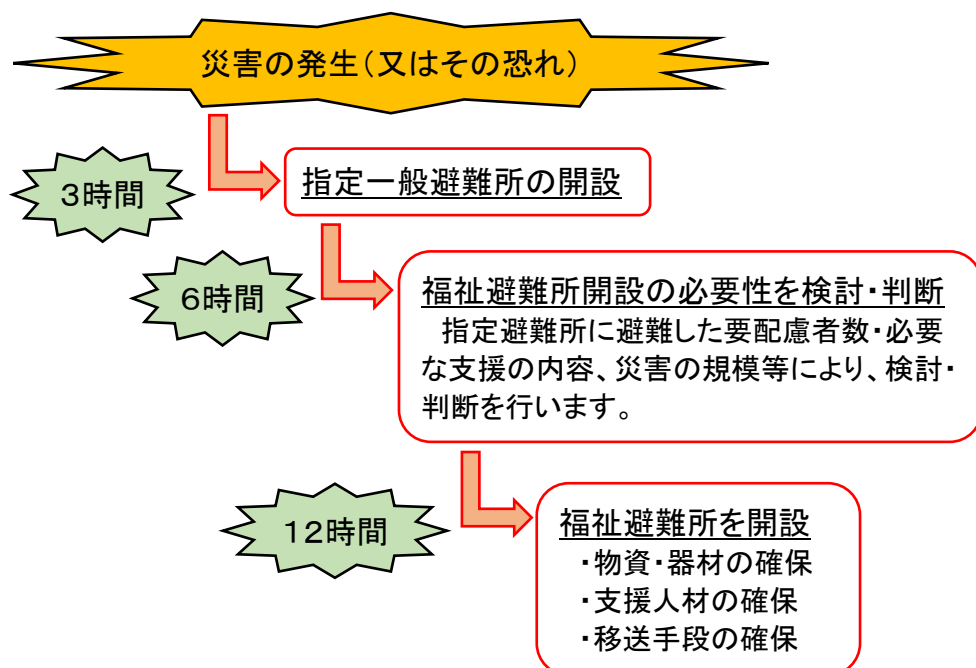
IX. 指定福祉避難所の開設

市は、指定一般避難所に避難してきた要配慮者の人数、必要な支援の内容等により、適切な支援が提供できる二次的な受け入れ施設（指定福祉避難所等）の開設が必要だと判断した場合は、福祉避難所を開設します。

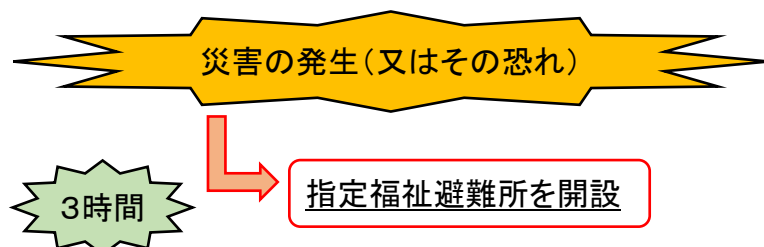
個別避難計画により、事前に受入れ者の調整等を行った上で指定福祉避難所へ避難することになっている場合は、最寄りの一般の避難所等ではなく、指定福祉避難所へ直接避難することとなります。

なお、医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する必要があります。

◆福祉避難所の開設フロー



◆福祉避難所の開設フロー（個別避難計画等により直接避難される方がいる場合）



1. 要配慮者の受け入れ

受け入れにあたっては、概ね10人の要配慮者に1人を目安に生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置するとともに、備蓄や調達により電気や水を早急に確保する必要があります。

公示した受入対象者以外の者が避難してきた場合には、災害の状況等を踏まえて、他の避難所を案内する等、適切な対応が必要です。

※災害の状況によっては、被災者の生命を災害から保護するためには、緊急措置として本来の受入対象者の避難支援に支障が生じない形で一時的な受け入れを行います。

要配慮者の受け入れについては、以下の場合が想定されます。

- 一般の避難所から避難生活が困難であると市町村が判断し、要配慮者を指定福祉避難所に移送する場合。
- 要配慮者を自宅等から直接指定福祉避難所に移送する場合。
- 支援者が自宅等から要配慮者を指定福祉避難所へ移送する場合。

受け入れ施設の確保

◆あらかじめ指定した指定福祉避難所では収容定員が不足する場合は、指定福祉避難所として指定していない社会福祉施設等に受入れの依頼や、公的宿泊施設、旅館、ホテル棟の借り上げ等を行いましょう。

X. 指定福祉避難所の運営体制の整備

1. 指定福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

運営体制の整備や活動支援を行うにあたり、下記の事項に留意しましょう。

○避難所においては、学校の多目的室など既に冷暖房設備が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペースを、要配慮者の避難場所として充てるよう配慮することが必要です。なお、必要なスペースについては、要配慮者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、要配慮者や介護者等が静養できる空間の確保について努力する必要があります。

○要配慮者については、心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要です。なお、要配慮者に対する配慮事項や支援方法等を紙媒体などに分かりやすくまとめ、避難所に滞在する避難者へ周知するなどの対応が望ましいです。

○福祉部門の職員等が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービスの内容を的確に把握し、名簿登録を行うことが必要です。

○要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるために、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置することが必要です。その際、ゼッケンやユニフォーム等識別しやすい配慮を行うことや、女性の障がい者等に適切に対応できるよう、窓口に女性を配置することが必要です。

○指定一般避難所及び指定福祉避難所において、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう人材の確保や福祉用具等の確保を図るほか、要配慮者が周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことについて、カード等を活用することにより、自らの状態に関する情報を発信できるように配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重することが必要です。

○高齢者には温かい食事や柔らかい食事、乳幼児には粉ミルクや離乳食など、要配慮者に配慮した食料の提供に努めることが必要です。

・災害発生直後から、要配慮者に対応した食料・生活物資等を提供することが必要である。特に、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮が必要です。

・また、外国人等に関しては、宗教等への配慮も必要です。

・食物アレルギーの避難者が安心して食事ができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすることが必要です。また、食物アレルギーを持つ被災者自身が、誤食事故の防止のため、配慮を必要とする食品が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用できるよう

にすることが望ましいです。

○車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護器具、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い者から優先的に支給・貸与を行うよう努めることが必要である。また、難病患者・人工透析患者等の個々の治療に要する医薬品の確保を図ることが必要です。

○トイレへの移動や水・食料等を受け取る際などに、手助けを必要とする者のためにマンパワーが必要な場合は、ボランティア等と協力して対応することが必要です。また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行うことが必要です。

○トイレの衛生を確保することは、二次的疾病の防止の点から重要であるため、ボランティア等の協力を得て、こまめに清掃を実施するとともに、衛生の専門家の指示・指導による定期的な消毒作業が必要です。

○アトピー性皮膚炎の悪化を避けるため、避難所の仮設風呂・シャワーを優先的に使用することや、喘息などの呼吸器疾患の悪化を避けるため、避難所内でほこりの少ない場所に避難することなどの配慮が必要です。

事情を考慮した臨機応変な対応

◆避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障がい者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応しましょう。

2. 指定福祉避難所における要配慮者への支援

要配慮者への支援は、多数の者により実施されることが想定されるため、誰がどのような支援を行っているのか、支援者同士が把握できるよう支援者名、所属、連絡先、支援内容等について名簿等に記載します。

在宅や縁故、車中等での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、特別養護老人ホーム等への緊急ショートステイ、緊急入所等により適切に対応します。

保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合は、乳児院、児童養護施設等への緊急一時保護、緊急入所等の措置を講じることが必要である。

3. 指定福祉避難所における情報提供

災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオ、テレビ、パソコン及びインターネット接続環境を設置するなど報道機関からの情報が得られるように配慮する必要があります。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する必要があります。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による情報提供を行うなど、要配慮者に確実に提供できるよう配慮することが必要です。

なお、掲示物等については、可能な限り、図やイラストを用いて、わかりやすい表示に努めましょう。

これら情報提供に当たっては、障がい者（支援）団体やボランティア団体と連携することが必要である。特に視覚障がい者をサポートする人員の配置等の配慮が望ましい。

《要配慮者に提供する情報（例）》

- 家族の安否
- 相談窓口
- 診療可能な医療機関
- 食料品、生活用品など物資の入手方法
- 保健・福祉サービス等の生活支援情報
- 罹災証明・応急仮設住宅の申込みに関すること 等

XI. 指定福祉避難所の統廃合・解消

指定福祉避難所の利用が長期化し、指定福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、指定福祉避難所の統廃合を図ります。

指定福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分説明しましょう。

指定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を解消しましょう。

【留意事項】

指定福祉避難所からの早期退所を促す方法として、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話つき住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用しましょう。

XII. 避難所の開設

新型コロナウイルス等の感染症が発生し、感染リスクが伴う状況において、災害が発生し避難所を開設する際には、感染症対策に万全を期することが大切です。一般的に感染症は飛沫感染と接触感染により感染するとされており、そのため「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策が必要となります。

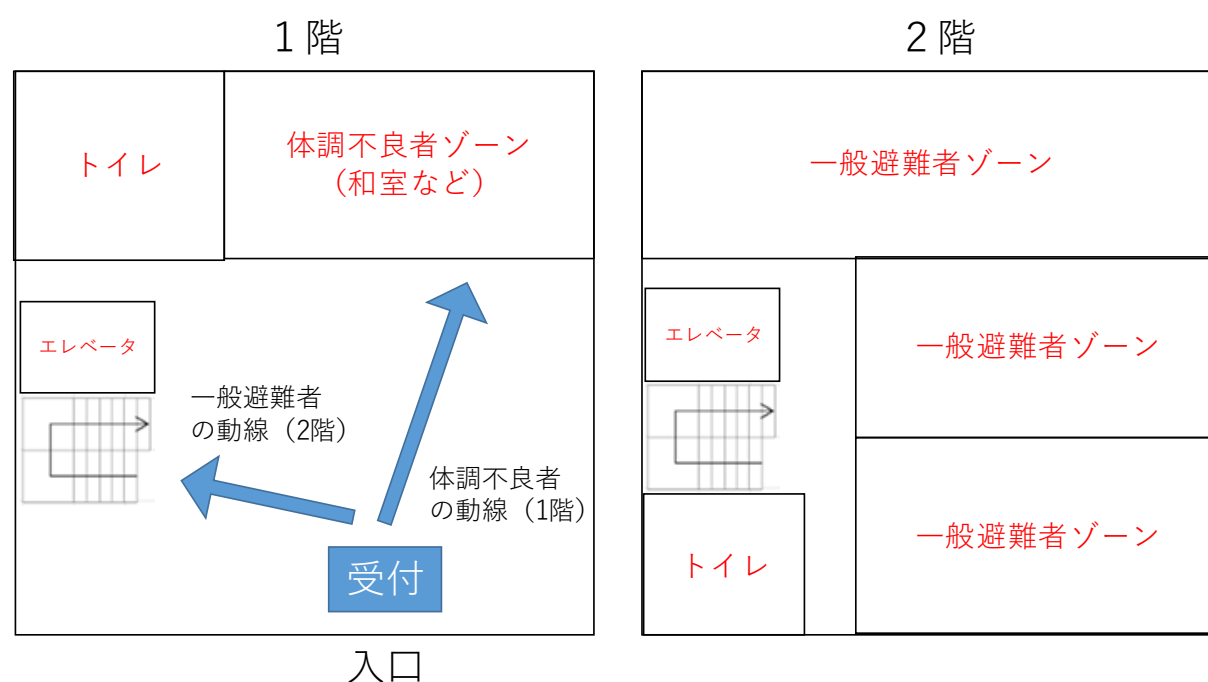
本マニュアルでは台風などの事前に避難所開設の要否が判断できる状況において避難者を受け入れる状況を想定しており、地震などの突発的、大規模災害を想定したものではありません。このような状況を想定して作成したものにしますので、原則避難所担当職員が対応することとしております。

1. 避難所の開設準備

受付時に一般避難者と体調不良者を判別し、以降それぞれが接触することがないように、使用するフロア、トイレを分けて感染防止対策を図ります。

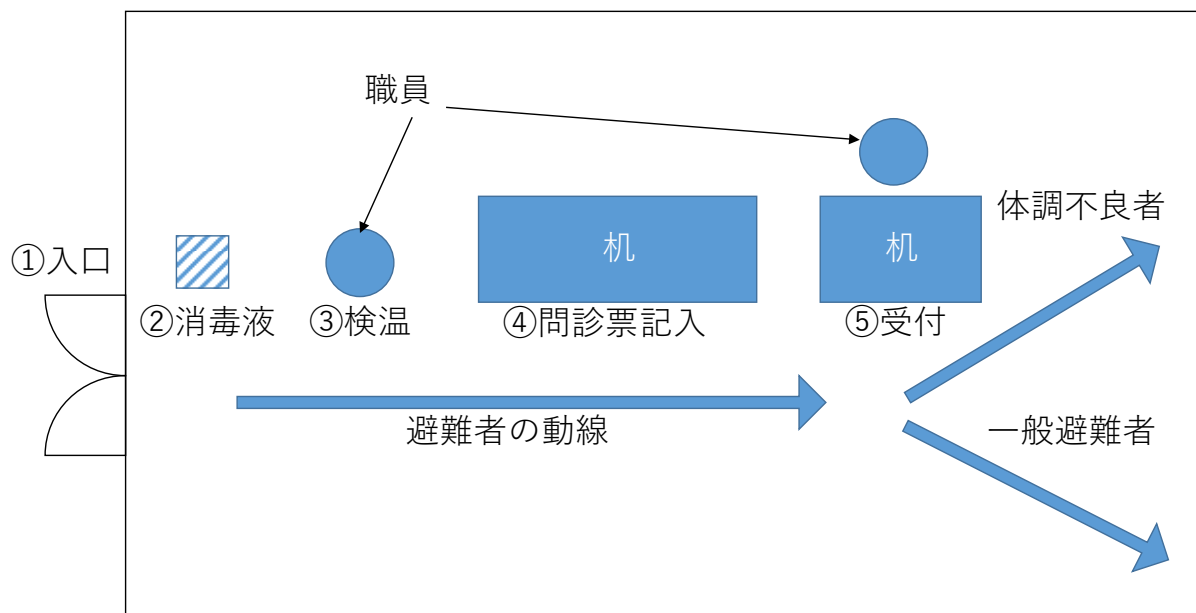
【施設レイアウトと避難者の動線イメージ図】

避難者の動線の確認



【受付のイメージ図】

受付の設置



① 入口

② 消毒液

施設入口付近に消毒液を設置します。

すでに設置されている場合は、そのまま使用します。

③ 検温

非接触体温計を用意します。

④ 問診票記入

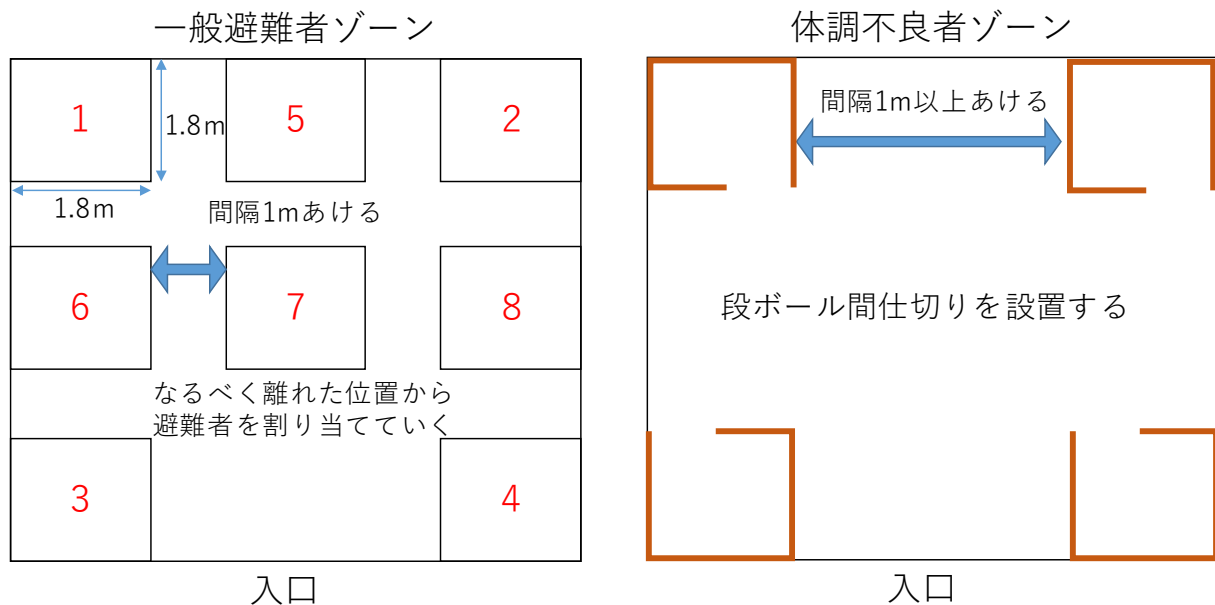
長机等と筆記用具、問診票を設置し、2名程度が記載できるスペースを確保します。

⑤ 受付

机、ファイル、筆記用具、マスクを設置します。(施設の受付を代用しても可)職員が問診票を受け取り、ファイルに記す作業を行う場所です。マスクをつけていない人にはマスクを配布します。

【避難スペースのイメージ図】

避難スペースの設営



・通常土足で使用しているスペースにはブルーシートを地面に貼り、避難者受け入れ時には土足厳禁します。

・避難者は世帯毎に分かれて配置し、1世帯(1～2名)を1.8m×1.8m(2畳分)を基本区画とします。1世帯4名では3m×3m程度とし、避難者の状況に応じて臨機応変に使用スペースを割り振る必要があります。

備品の設置

○ 消毒液

各階のトイレ付近、施設入口付近等に設置します。

○ 張り紙の掲示

・受付、一般避難者、体調不良者など用意されている張り紙を掲示します。

・避難所内でのマナーなどを避難スペース内に掲示します。

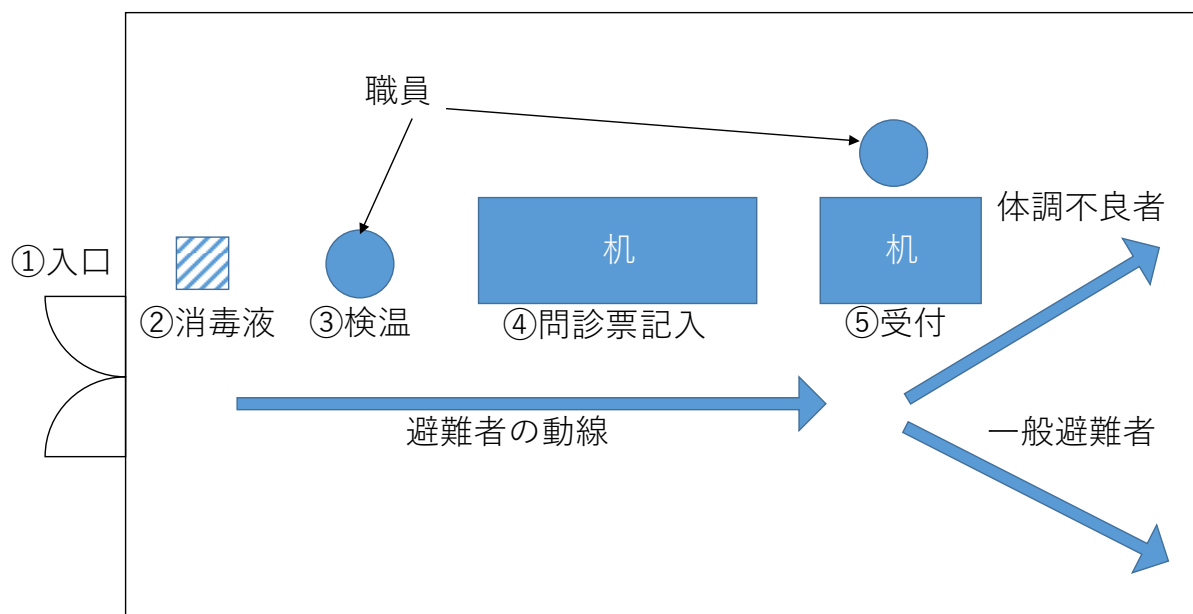
2. 避難所運営

(1) 避難所担当職員の装備

	マスク	フェイスシールド	手袋	ガウン
受付	○	△※	○	
掃除、消毒	○	○	○	
体調不良者ゾーンの対応	○	○	○	
体調不良者ゾーンの掃除、ゴミ処理	○	○	○	○

※複数の避難者に対応する場合は必要、単発的に短時間で接する場合は不要

(2) 受付の実施



① 入口

施設の入口は換気のため基本的に解放しておく。雨風が強くなってきた場合は閉めます。避難者が多数来ている場合は、人と人との間隔を2m程度確保するよう促します。

② 消毒液

避難者が入ってきた際に、手指の消毒をするよう促します。

③ 検温

検温（非接触体温計で額の温度を測定）を実施し、避難者には口頭で体温を伝えましょう。次の問診票を記入する際に、体温を記載する必要があります。

④ 問診表記入

机や筆記用具は定期的に消毒を行いましょう。

⑤ 受付

問診票を受け取り、体温（37.5℃未満）、その他体調に問題がないことを確認し、一般避難者ゾーンへ案内し、体調不良者の場合は、体調不良者ゾーンへ案内します。問診票の右上に受付番号を職員が記入し、受付完了となります。問診票は紙ファイルにとじておきます。
マスクをつけていない人にはマスクを1枚配布し必ず装着してもらいます。

(3) 避難スペースの管理

避難スペースには、職員が定期的に巡回を行い、中の様子を確認しましょう。

○ 距離の確保

避難者どうしが1m以上の間隔を保っているかを確認し、近いところについては間隔をあけるよう促します。世帯数が少ないときは、なるべく部屋の四隅など離れた位置を使用してもらいましょう。

○ 部屋の喚起

30分に1回程度、2カ所以上の窓や扉を開放して換気を行いましょう。（雨風が強い時間帯を除く）

○ 多数の人が触れる箇所の消毒

不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）は定期的に清拭消毒を行います。（1日数回程度）

(4) 避難所における感染症の疾病予防等

○ 感染症の疾病予防、健康問題悪化防止

避難者に問診や検温を行うなど、避難者の健康状態を確認することが必要です。

○ 感染症等を発症した避難者

隔離スペースの確保、独立した動線で使用可能な専用トイレを確保しましょう。

XIII. 用語の定義

◆避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する者です。

高石市避難行動要支援者支援プランによる「避難行動要支援者」の範囲

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、腎臓機能がい害のみで該当する者は除く)
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい保険福祉手帳 1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 高石市災害時要援護者支援制度実施第 2 条 1 号から第 6 号に定める範囲において、本市災害時要支援者登録台帳に登載されている者
- ⑦ 上記以外で市が支援の必要を認めた者

◆ボランティアセンター

災害時に被災地に設置され、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

一般的には、日頃から地域の各種福祉サービスや市民活動などの支援等を実施している社会福祉協議会が主体となって設置します。

◆災害対策本部

市域において中規模又は、大規模な災害が発生した時、災害対応の司令塔として情報を収集・整理し、状況判断を行ない、災害対策業務や情報等を提供する等、災害時の中核となる組織です。

◆避難所運営本部

指定避難所が開設された場合に避難所ごとに設置され、避難所生活における問題点への対応や市の災害対策本部との連絡調整を実施する等、避難所における自主的で円滑な避難所運営を進めるために主体となって活動する組織です。

◆避難所運営委員会

高石市は、市内に 51 の自主防災組織があり、日頃の防災活動等を実施しています。大規模な災害が発生し、避難所での生活を余儀された場合は、最寄りの指定避難所で避難

生活を実施することとなりますが、指定避難所を単位とした組織がないため、平時は、指定避難所ごとに「避難所運営委員会」を組織して、避難所運営等に関する訓練や話し合いをするようにしています。

実際に災害が発生し、避難所を運営する際は、この組織を参考として避難されている皆様に「避難所運営本部」を設置します。

◆避難所担当職員

災害発生時に、避難所を運営し、避難所運営本部と市災害対策本部との間の連絡調整等にあたる市職員です。

経緯

年 月	主な改正点
令和 6 年 3 月改定	大阪府において避難所運営マニュアル作成指針(令和 5 年 5 月改訂)に改正されたことに伴う修正。
令和 5 年 3 月改定	大阪府において避難所運営マニュアル作成指針(令和 4 年 3 月改訂)が改正されたことに伴う修正。
平成30年 3 月作成	